

中小企業会計に係る論点について

中小企業庁 事業環境部 財務課
平成22年2月

目次

1. 中小企業会計を巡るこれまでの経緯①～④

2. 中小企業の会計に関する指針①～⑨

- (1) 指針の考え方
- (2) 指針の要点
- (3) これまでの改正内容
- (4) 各論における比較（平成17年当初の指針において中小企業庁の研究会報告書から変更があったもの）
- (5) 各論における比較（指針の改定によるもの（コンバージェンス関連））
- (6) 指針の適用状況
- (7) 指針が使われていないと考えられる理由
- (参考) 中小企業の会計に関する指針についてのアンケート結果①～⑤

3. 中小企業会計と会社法会計①～②

- (1) 会社法会計の原則性
- (2) 「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」と中小企業会計の関係（抄）
- (3) 中小企業会計の位置づけ

4. 中小企業会計の策定アプローチ

- (参考) 企業会計原則の内容①～④

5. 中小企業の会計と記帳①～⑤

- (参考) 会計基準の階層構造

1. 中小企業会計を巡るこれまでの経緯①

■ 明治32年 商法

- 「総則」と「会社ノ計算」に、計算書類に係る規定が置かれたが、ドイツ商法の影響を受けたにも関わらず、「正規の簿記の諸原則」（「公正なる会計慣行」を意味する）概念は導入されず。

■ 昭和24年 中小企業簿記要綱（経済安定本部企業会計制度対策調査会）

- シャウプ勧告に基づく青色申告制度の導入に当たり、正確な会計帳簿が必要となったため、公表。「正規の簿記の原則」に従うことを要求。大企業向けには、同年に「企業会計原則」が公表。

■ 昭和28年 中小会社経営簿記要領（中小企業庁）

- 簿記普及運動の一環として公表。企業会計原則と法人税法施行規則に準拠するものとする。

■ 昭和49年 商法改正

- 法律上、「公正ナル企業慣行ヲ斟酌スベシ（32条2項）」と明示。

■ 平成13年 商法改正

- 全ての株式会社に義務付けられている計算書類の公告につき、インターネット公告が可能に。

■ 平成14年 商法改正

- 衆参の付帯決議で、計算規定の省令化に伴い、中小企業に配慮して必要な措置を採るよう要求。

①衆議院付帯決議（平成14年5月19日）

- 「計算関係規定を省令で規定する際は、証券取引法に基づく会計規定等の適用がない中小企業に対して過重な負担を課すことのないよう、必要な措置をとること」

②参議院付帯決議（平成14年5月21日）

- 「計算関係規定を省令で規定するに際しては、企業会計について公正かつ透明性のある情報開示が十分なされるよう努めるとともに、証券取引法等の適用がない中小企業に対し過重な負担を課し、経営を阻害することのないよう、必要な措置を講ずること」

1. 中小企業会計を巡るこれまでの経緯②

■ 平成14年6月 中小企業の会計に関する研究会報告書（中小企業庁）

- 全ての会社は商法により「公正なる会計慣行を斟酌すべし」とされ、商法の会計に関する規定では選択の幅があると考えられている。（※1）
- 会計処理の方法について、会社の環境や業態に応じ、選択の幅を有するものであることや簡便な方法で代替可能な場合はその選択が認められ、中小企業の会計については出来るだけ選択の幅が広いことが望ましいとされている。（※2）

（目的）「資金調達先の多様化や取引先の拡大を目指す中小企業が、商法上の計算書類を作成するに際して準拠することが望ましい会計のあり方を明らかにすること」

- 「全ての会社は、商法により計算書類の作成を義務付けられている。その作成方法は、商法総則の商業帳簿の規定と、株式会社の計算の規定に定められているほかは、「公正なる会計慣行を斟酌すべし」とされている。商法の会計に関する規定では選択の幅があるものと考えられる。」（※1）
- 「公開会社と全く同じ、あるいはほぼ同等のものでは中小企業にとって現実的な指針とはなり得ない。」
- 「現在税法に計算方法等の規定があり、それが「公正なる会計慣行」にあたるものと認められるならば、商法上の計算書類の作成に際して積極的に利用していくことが中小企業の会計実務の観点からも望ましい。」
- 「中小法人は、さまざまな種類の事業活動を行っており、業種業態それぞれに応じた会計処理が実務上なされていると考えられる。こうした実態を踏まえ、中小企業の会計については出来るだけ選択の幅が広いことが望ましい。
著しく複雑な会計処理は、中小企業にとって負担となるのみならず、専門家に処理を依頼した際の費用も経営規模によっては甘受できない場合もあり得る。会計の必要性に応じ、簡便な方法を採用できる場合には、それを認めていくことが望ましい。」（※2）

1. 中小企業会計を巡るこれまでの経緯③

■ 平成14年12月 中小会社会計基準（日本税理士会連合会）

（目的）「中小会社の経営実態を明らかにし、かつ、会社債権者や取引先をはじめとする計算書類の利用者にとって必要十分な情報開示を行うことを目的とし、商法上の計算書類を作成するに際して準拠すべき事項を定める」

- 「中小会社の経営実態を明らかにし、適時・適切な情報開示を行いつつ、資金調達の多様化や取引先の拡大に対応していくための具体的な会計基準を設定することが必要」
- 「中小会社の会計基準は、できるだけ負担のかからないものであることが望ましいから、より強制力を有する法人税法における計算規定も、会計基準として合理性が認められれば、公正なる会計慣行に該当するものとして取り扱う必要」

■ 平成15年6月 中小会社の会計のあり方に関する研究会報告書（日本公認会計士協会）

（目的）「新しい開示制度を受けて、中小会社における現在の会計慣行、商法及び税法との関係、さらには中小会社の特性等を考慮した上で、不特定多数の利害関係者に利用されることが期待されている計算書類を作成するための中小会社の会計のあり方について」取りまとめる。

- 「適正な計算書類を作成する上で基礎となる会計基準は、会社の規模に関係なく一つであるべき」
- 「税法基準はあくまで課税所得算定のための計算規定であって、会社の財政状況及び経営成績を適正に表示するための会計基準としての規範にはなり得ない」

1. 中小企業会計を巡るこれまでの経緯④

■ 平成17年8月 中小企業の会計に関する指針

- 中小企業庁、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会の報告書を統合するものとして、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、企業会計基準委員会、日本商工会議所の民間4団体が、策定。以降、数次の改正を実施。
- 指針は、中小企業が、計算書類の作成に当たり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示すもの。特に、会計参与設置会社は、指針に拠った計算書類の作成が推奨される。

(目的) 「本指針は、中小企業が、計算書類の作成に当たり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示すものである。このため、中小企業は、本指針に拠り計算書類を作成することが推奨される。

また、会社法において、取締役と共同して計算書類の作成を行う「会計参与制度」が導入された。本指針は、とりわけ会計参与が取締役と共同して計算書類を作成するに当たって拠ることが適切な会計のあり方を示すものである。このような目的に照らし、本指針は、一定の水準を保ったものとする。

もっとも、会計参与を設置した会社が、本指針に拠らずに、会計基準に基づき計算書類を作成することを妨げるものではない。」

- 「本指針の適用対象は、以下を除く株式会社とする。
 - (1) 金融商品取引法の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社
 - (2) 会計監査人を設置する会社及びその子会社」
- 「特例有限会社、合名会社、合資会社又は合同会社についても、本指針に拠ることが推奨される。」

(参考) 「中小企業の会計に関する指針」作成検討委員会委員 (平成17年3月時点・敬称略)

- | | |
|-----------------------------|---------------------|
| ・ 安藤英義 一橋大学大学院商学研究科教授 (委員長) | ・ 森金次郎 日本税理士会連合会会長 |
| ・ 弥永真生 筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授 | ・ 篠原徹 日本商工会議所常務理事 |
| ・ 藤沼亜起 日本公認会計士協会会長 | ・ 斉藤静樹 企業会計基準委員会委員長 |
- (オブザーバー：法務省民事局参事官、金融庁総務企画局企業開示参事官、中小企業庁事業環境部財務課長)

2. 中小企業の会計に関する指針①

(1) 指針の考え方

- 企業の会計情報には、本来投資家の意思決定を支援する役割や、利害関係者の利害調整に資する役割が期待されており、中小企業でも、資金調達の多様化や取引先の拡大等に伴って、同様の期待が出てきていることから、指針は、基本的に、「企業の規模に関係なく、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるべきという考え方」に基づいている。
- しかし、中小企業の会計としては、配当制限や課税所得計算などの利害調整や、適切な経営管理に資するという役割が重要であり、専ら中小企業のための規範として活用するため、コスト・ベネフィットの観点から、会計処理の簡便化や法人税法で規定する処理の適用を、一定の場合には許容。

(参考) 法人税法で定める処理を会計処理として適用できる一定の場合

- ① 会計基準がなく、かつ、法人税法で定める処理に拠った結果が、経済実態をおおむね適正に表していると認められる場合
- ② 会計基準は存在するものの、法人税法で定める処理に拠った場合と重要な差異がないと見込まれる場合

2. 中小企業の会計に関する指針②

(2) 指針の要点

金銭債権	<p>○金銭債権には、その取得価額を付す。</p> <p>○金銭債権の取得価額が債権金額と異なる場合は、取得価額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却減価法に基づいて算定された価額とする。</p>
貸倒損失・貸倒引当金	<p>○法的に債権が消滅した場合のほか、回収不能な債権がある場合は、その金額を貸倒損失として計上し、債権金額から控除しなければならない。</p> <p>○貸倒引当金は、以下のように扱う。</p> <p>(1) 金銭債権について、取立不能のおそれがある場合には、取立不能見込額を貸倒引当金として計上しなければならない。</p> <p>(2) 取立不能見込額については、債権の区分に応じて算定する。財政状態に重大な問題が生じている債務者に対する金銭債権については、個別の債権ごとに評価する。</p> <p>(3) 財政状態に重大な問題が生じていない債務者に対する金銭債権に対する取立不能見込額は、それらの債権を一括して又は債権の種類ごとに、過去の貸倒実績率等合理的な基準により算定する。</p> <p>(4) 法人税法における貸倒引当金の繰入限度額相当額が取立不能見込額を明らかに下回っている場合を除き、その繰入限度額相当額を貸倒引当金に計上することができる。</p>
有価証券	<p>○有価証券（株式、債券、投資信託等）は、保有目的の観点から、以下の4つに分類し、原則として、それぞれの分類に応じた評価を行う。</p> <p>(1) 売買目的有価証券</p> <p>(2) 満期保有目的の債券</p> <p>(3) 子会社株式及び関連会社株式</p> <p>(4) その他有価証券</p> <p>○有価証券は、「売買目的有価証券」に該当する場合を除き、取得原価をもって貸借対照表価額とすることができる。ただし、「その他有価証券」に該当する市場価格のある株式を多額に保有している場合には、当該有価証券を時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額（税効果考慮後の額）は純資産の部に計上する。</p> <p>○市場価格のある有価証券を取得原価で貸借対照表に計上する場合であっても、時価が著しく下落したときは、将来回復の見込みがある場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は特別損失に計上する。</p>
棚卸資産	<p>○棚卸資産の取得価額は、購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算する。ただし、少額な付随費用は取得価額に加算しないことができる。</p> <p>○棚卸資産の期末における時価が帳簿価額より下落し、かつ、金額的重要性がある場合には、時価をもって貸借対照表価額とする。</p> <p>○棚卸資産の評価方法は、個別法、先入先出法、後入先出法、総平均法、移動平均法、売価還元法等、一般に認められる方法とする。なお、最終仕入原価法も、期間損益の計算上著しい弊害がない場合には、用いることができる。</p>
経過勘定等	<p>○前払費用及び前受収益は、当期の損益計算に含めず、未払費用及び未収収益は当期の損益計算に含めなければならない。</p> <p>○前払費用、前受収益、未払費用及び未収収益等については、重要性の乏しいものは、経過勘定項目として処理しないことができる。</p>
固定資産	<p>○固定資産の減価償却は、経営状況により任意に行うことなく、定率法、定額法その他の方法に従い、每期継続して規則的な償却を行う。ただし、法人税法の規定による償却限度額をもって償却額とすることができる。</p> <p>○圧縮記帳は、その他利益剰余金の区分における積立て及び取崩しにより行う。ただし、国庫補助金、工事負担金等で取得した資産並びに交換、収用等及び特定の資産の買換えで交換に準すると認められるものにより取得した資産については、直接減額方式によることができる。</p> <p>○予測できなかった著しい資産価値の下落があった際には、減損額を控除しなければならない。なお、当該減損額は、減損損失として損益計算書の特別損失に計上する。</p> <p>○ゴルフ会員権は取得原価で評価する。ただし、時価があるものについて時価が著しく下落した場合又は時価がないものについて発行会社の財政状態が著しく悪化した場合には、減損処理を行う。</p>
繰延資産	<p>○創立費、開業費、開発費、株式交付費、社債発行費、新株予約権発行費は、原則として費用処理する。なお、これらの項目については繰延資産として資産に計上することができる。</p> <p>○費用として処理しなかった税法固有の繰延資産は、長期前払費用等として計上する。</p>
金銭債務	<p>○金銭債務には、債務額を付す。</p>
引当金	<p>○将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失とし、引当金に繰り入れなければならない。</p>

2. 中小企業の会計に関する指針③

退職給付債務・退職給付引当金	<ul style="list-style-type: none"> ○確定給付型退職給付制度（退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金）を採用している場合は、原則として簡便的方法である退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を適用できる。 ○中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合は、毎期の掛金を費用処理する。
税金費用・税金債務	<ul style="list-style-type: none"> ○法人税、住民税及び事業税に関しては、現金基準ではなく、発生基準により、当期に負担すべき金額に相当する額を損益計算書に計上する。 ○法人税、住民税及び事業税の未納付額は、相当額を流動負債に計上する。
税効果会計	<ul style="list-style-type: none"> ○税効果会計の適用に当たり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がない場合には、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。 ○繰延税金資産については、回収可能性があると判断できる金額を計上する。回収可能性の判断は、収益力に基づく課税所得の充分性に基づいて、厳格かつ慎重に行わなければならない。
純資産	<ul style="list-style-type: none"> ○純資産の部は、株主資本、株主資本以外の各項目に区分する。 ○株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に区分する。 ○資本剰余金は、資本準備金、その他資本剰余金に区分する。 ○利益剰余金は、利益準備金、その他利益剰余金に区分する。 ○その他利益剰余金は、株主総会又は取締役会の決議に基づき設定される項目は、その内容を示す項目に区分し、それ以外は繰越利益剰余金に区分する。 ○株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等、新株予約権に区分する。 ○期末に保有する自己株式は、株主資本の末尾において控除形式により表示する。 ○純資産の部の一会計期間における変動額のうち、主として、株主資本の各項目の変動事由を報告するために株主資本等変動計算書を作成する。
収益・費用の計上	<ul style="list-style-type: none"> ○収益及び費用については、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上する。 ○原則として、収益については実現主義により認識し、費用については発生主義により認識する。
リース取引	<ul style="list-style-type: none"> ○所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る借手は、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。ただし、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。この場合は、未経過リース料を注記する。
外貨建取引等	<ul style="list-style-type: none"> ○外貨建取引は、原則として、当該取引発生時の為替相場による円換算額をもって記録する。 ○外国通貨については、決算時の為替相場による円換算額を付す。 ○外貨建金銭債権債務（外貨預金を含む。）については、決算時の為替相場による円換算額を付す。ただし、長期のもの（1年超のもの）について重要性がない場合には、取得時の為替相場による円換算額を付すことができる。 ○外貨建売買目的有価証券、その他有価証券（時価のないものを含む。）及び評価損を計上した有価証券については、時価（その他有価証券のうち時価のないものについては取得原価）を決算時の為替相場により円換算した額を付す。
組織再編の会計（企業結合会計及び事業分離会計）	<ul style="list-style-type: none"> ○企業結合が行われた場合、結合企業に適用すべき会計処理は、企業結合の会計上の分類に基づき決定される。会計上の分類は、取得（一方の会社が他の会社を支配したと認められる企業結合）、持分の結合（いずれの会社も他の会社を支配したとは認められない企業結合）、共同支配企業の形成（共同支配となる企業結合）及び共通支配下の取引等（親会社と子会社、あるいは子会社と子会社の企業結合などグループ内の組織再編）の4つである。 ○結合企業が被結合企業から受け入れる資産及び負債は、企業結合が取得と判定された場合には時価を付し、それ以外の場合には被結合企業の適正な帳簿価額を付すことになる。時価を付すべき場合にも、一定の要件を満たす場合には、被結合企業の適正な帳簿価額によることができる。 ○事業分離が行われた場合、分離元企業に適用すべき会計処理は、分離元企業にとって移転した事業に対する投資が継続しているかどうかに基づき決定される。 ○投資が継続している場合（受取対価が株式のみで、その株式が子会社株式又は関連会社株式に該当する場合）には、損益は発生せず、投資が清算された場合（受取対価が現金の場合など）には、原則として、移転損益が発生する。
個別注記表	<ul style="list-style-type: none"> ○会社計算規則では、重要な会計方針に係る事項に関する注記等の項目に区分して、個別注記表を表示するよう要求されており、かつ、それら以外でも貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項は注記しなければならないとしている。したがって、これらの規則に従い注記を行うことが必要である。
決算公告と貸借対照表及び損益計算書並びに株主資本等変動計算書の例示	<ul style="list-style-type: none"> ○貸借対照表は公告しなければならない。 ○公告方法が官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙である株式会社は、貸借対照表に記載され又は記録された情報を電磁的方法により公開することができる。その場合は、その要旨ではなく、貸借対照表そのものを開示する必要がある。

2. 中小企業の会計に関する指針④

(3) これまでの改正内容

改正年度	改正内容 ●印の事項はコンバージェンス関連項目
平成18年度	○会社法、会社法施行規則及び会社法計算規則の制定に伴う見直し ・貸借対照表における「純資産の部」の表示(従来の「資本の部」の表示に変わるもの) ・「株主資本等変動計算書」の新設(「利益処分計算書」及び「損失処理計算書」は廃止) ・組織再編会計に係る会計処理の新設
平成19年度	○「金融商品に関する会計基準」に対応した会計処理の見直し ・金銭債権及び金銭債権に資する償却原価法の適用 ○実務対応報告「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱いに対応した会計処理の見直し」 ・株式交付費の取扱い(新株発行費用に加えて自己株式に係る処分費用を追加、処理は費用として従来の処理を踏襲)
平成20年度	●「棚卸資産の評価に関する会計基準」に対応した会計処理の見直し ・棚卸資産については、金額的重要性がある場合には低価法を強制適用 ●「リース取引に関する会計基準」に対応した会計処理の見直し ・所有権移転外ファイナンスリースについては、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行う ただし、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理も容認 ○金融商品取引法の施行を踏まえた用語等の変更
平成21年度	●「工事契約に関する会計基準」に対応した会計処理の見直し ・工事進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を適用 ただし、成果の確実性が認められない場合には工事完成基準を適用する
平成22年度 (予定)	●「資産除去債務に関する会計基準」に対応した会計処理の見直し ●「棚卸資産の評価に関する会計基準」に対応した会計処理の見直し ●「企業結合に関する会計基準」に対応した会計処理の見直し

<参考> 指針において認められている簡便処理の例

- ・有価証券は「売買目的有価証券」を除き、取得原価をもって貸借対照表価額とすることができる。
- ・貸倒引当金の算定につき、特定の場合を除き、法人税法における繰入限度額を計上することができる。
- ・退職給付引当金の算定につき、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を適用できる。

2. 中小企業の会計に関する指針⑤

(4) 各論における比較

(平成17年当初の指針において中小企業庁の研究会報告書から変更があったもの)

○有価証券

(報告書) 評価基準は、原価法を用いる。市場価格のある有価証券については原価法、低価法又は時価で評価することができる。

(指針) 保有目的の観点から、4つに分類 (①売買目的有価証券、②満期保有目的の債券、③子会社株式及び関連会社株式、④その他有価証券) し、原則として、それぞれの分類に応じた評価を行う。

○繰延資産

(報告書) 試験研究費・開発費に関して、「研究開発費等に係る会計基準」が定められたが、商法が繰延資産計上を認めていること、中小会社にとっては、研究開発費の割合が大きくないことが通常であることから、任意に適用とすべきものと考えられる。

(指針) 原則として費用処理する。なお、繰延資産として計上することもできる。

○引当金

(報告書) 費用又は損失の発生の可能性が高く、設定金額の見積もりを合理的に行いうるもので、かつ、法的債務性のあるものについては、引当金等を計上しなければならない。

法的債務性のないものは、重要性の高いものについては計上する。

(指針) 次のすべての要件に該当するもの (①将来の特定の費用又は損失であること、②発生が当期以前の事象に起因していること、③発生の可能性が高いこと、④金額を合理的に見積もることができること) は、引当金として計上しなければならない。

○税効果会計

(報告書) 会社の状況に応じて、金融機関や取引先との関係も踏まえた上で、必要な場合には採用する。

(指針) 一時差異(会計上の簿価と税務上の簿価との差額)の金額に重要性がない場合には、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。

繰延税金資産については、回収可能性があると判断できる金額を計上する。回収可能性の判断は、収益力に基づく課税所得の十分性に基づいて、厳格かつ慎重に行わなければならない。

○金銭債務 → 新規追加項目

○税金費用・税金債務 → 新規追加項目

○外貨建取引等 → 新規追加項目

2. 中小企業の会計に関する指針⑥

(5) 各論における比較

(指針の改定によるもの(コンバージェンス関連))

○金銭債権(平成19年改訂)

(改訂前) 金銭債権の取得価額が債権金額と異なる場合は、取得価額で計上することができる。

(改訂後) 金銭債権の取得価額が債権金額と異なる場合は、取得価額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額とする。

○棚卸資産(平成20年改訂)

(改訂前) 評価基準は原価法又は低価法を用いる

(改訂後) 期末における時価が期末における時価が帳簿価額より下落し、かつ、金額的重要性がある場合には、時価をもって貸借対照表価額とする(期末に時価評価を行う必要あり)

○繰延資産(平成19年改訂)

(改訂前) 新製品若しくは新技術の研究又は新技術の採用のために特別に支出した金額については、その発生時に費用処理することが望ましい。

(改訂後) 新製品の試験的制作又は新技術の研究等のために特別に支出した金額、新技術の採用のうち研究開発目的のために導入する技術、特許等に係る技術導入費及び特許権使用に関する頭金等については、その発生時に費用処理することに留意する。

○リース取引(平成20年改訂)

(改訂前) 通常中小企業が行っている一般的なリース取引(ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借り手に移転すると認められるもの以外の取引)については賃貸借取引として処理する。

(改訂後) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る借手は、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。ただし、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。この場合は、未経過リース料を注記する。

○収益・費用の計上(平成21年改訂)

(改訂前) 工事が完成し、その引渡し完了した日(工事完成基準)又は決算期末に見積もられた工事進行程度と適正な工事収益率を用いた方法(工事進行基準)により、収益計上。

(改訂後) 工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を適用し、この要件を満たさない場合には工事完成基準を適用する。

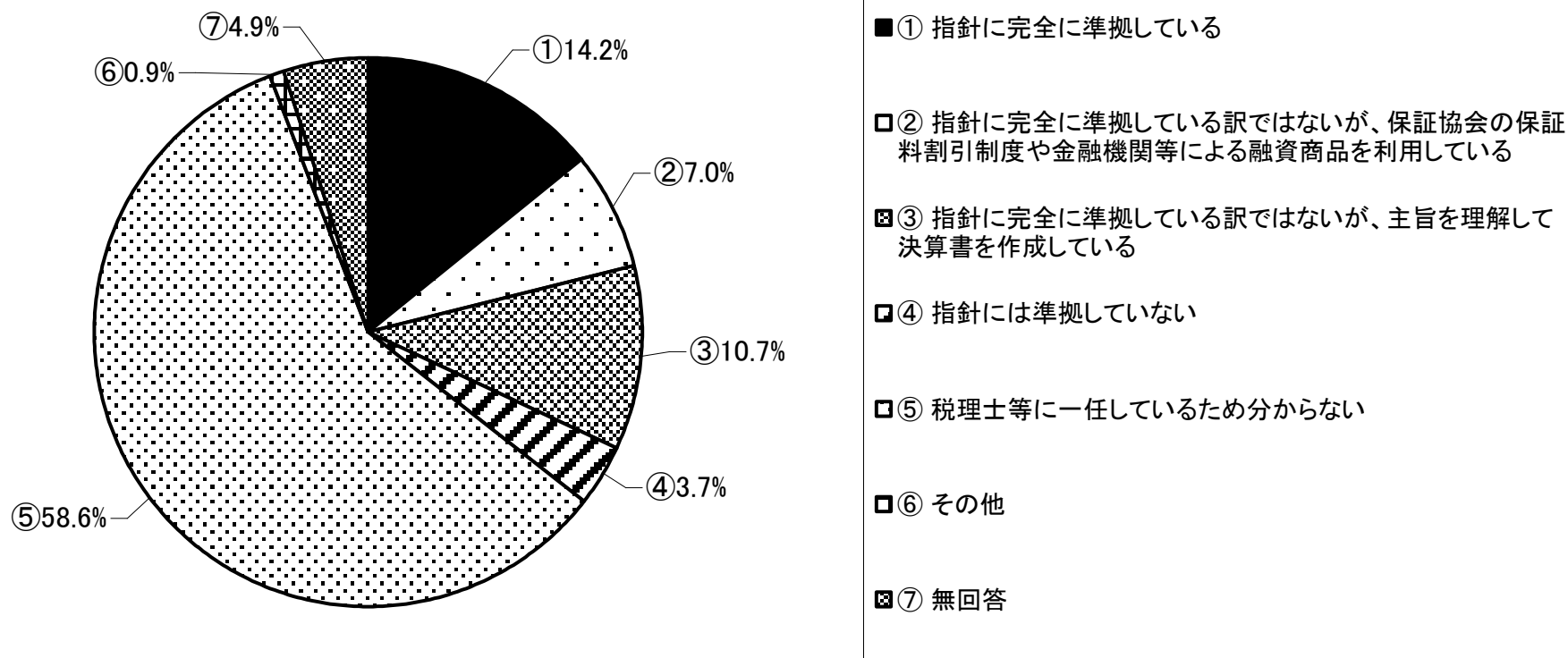
○組織再編の会計(企業結合会計及び事業分離会計)(平成18年改訂) → 会社法改正に伴う追加項目

2. 中小企業の会計に関する指針⑦

(6) 指針の適用状況

○指針に、完全に準拠している企業が14.2%、一部に準拠している企業が31.9%。

「中小企業の会計に関する指針」に準拠した計算書類の作成状況について



(出所) 平成20年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)

2. 中小企業の会計に関する指針⑧

(7) 指針が使われていないと考えられる理由

企業属性によるもの

○経理人数

経理担当者1名以下の企業が約7割。

→ 経理担当者（事業主を除く）0人：9.0%、1人：59.7%

（出所）平成20年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」（中小企業庁）

○ステークホルダー

債権者（金融機関、取引先など）や株主などステークホルダーが限定的。

○所有者＝経営者

所有と経営が一致する企業が多く、投資家に対する説明責任や情報提供の必要性が乏しい。

○会計知識

経営者及び従業員の会計知識が十分ではない。

2. 中小企業の会計に関する指針⑨

会計基準によるもの

○内容の複雑化

会計処理の複雑化や見積りに基づく項目が多く、適正な計上の判断が難しい。

→ 金銭債権、棚卸資産、有価証券、退職給付会計、金融商品、税効果会計

○任意性の廃止

「企業の規模に関係なく、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるべき」とし、中小企業のコスト・ベネフィットの観点から会計処理の簡便化を一定の場合に限り認める扱いにより、会計処理の選択の幅が狭まる。

→ 引当金、税効果会計、工事契約

○税務会計との乖離が拡大

別段の定めによる調整コストが増加。一部項目（リース、棚卸資産、工事契約）においては中小企業の実態に鑑み、会計上の例外扱いを認め、税法でも対応。

→ 引当金、組織再編の会計（企業結合会計及び事業分離会計）、資産の評価損（減損損失）、貸倒引当金、退職給与引当金、減価償却費、受取配当、交際費

○商慣行・実務慣行との違い

日本の商慣行や実務慣行と異なる項目により、取引の見直しなど既存の営業や業務に大きな支障が発生。

→ リース取引、工事契約、棚卸資産、金融商品、企業結合

○B/SやP/Lへの影響

会計基準の変更により、実態は変化していないにもかかわらず、B/SやP/Lの財務内容が変化する。

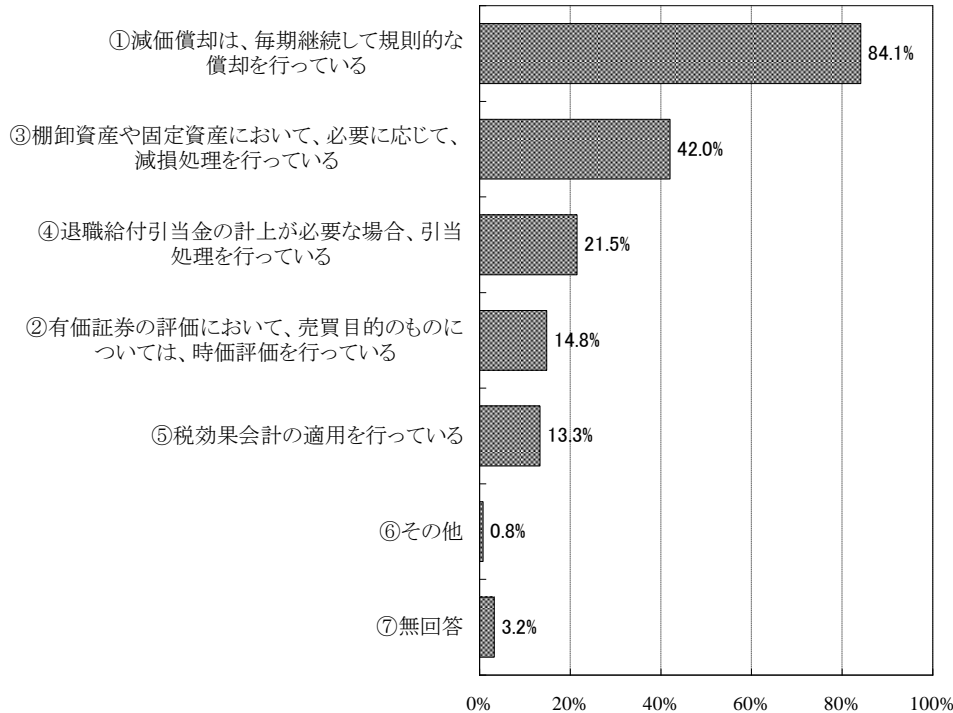
○コスト負担

会計基準を変更する際に、追加的な費用や事務手間が発生する。

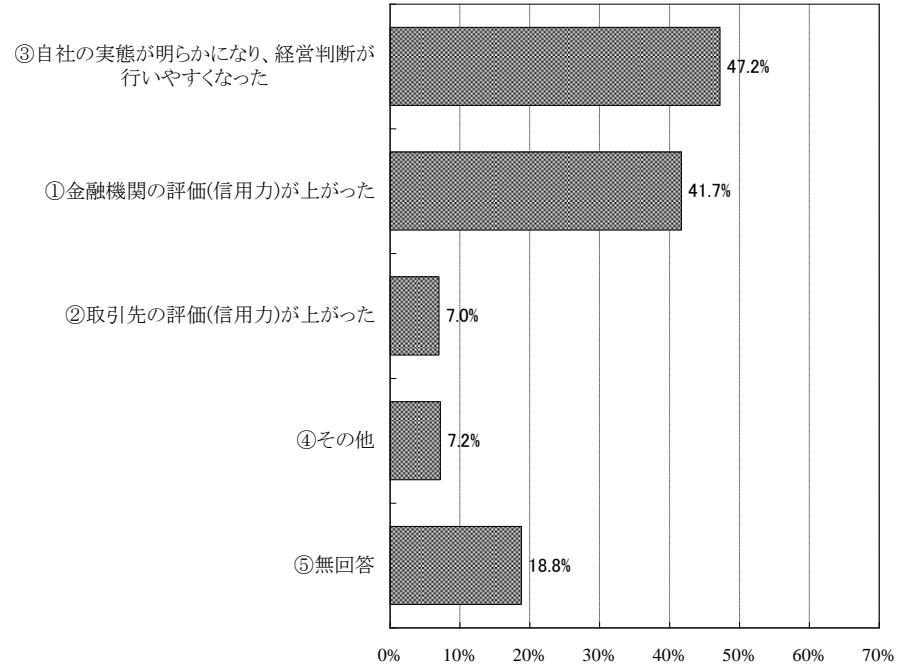
→ 企業結合会計、資産除去債務

(参考) 中小企業の会計に関する指針についてのアンケート結果①

「中小企業の会計に関する指針」に一部準拠した計算書類に適用されている会計処理の項目について



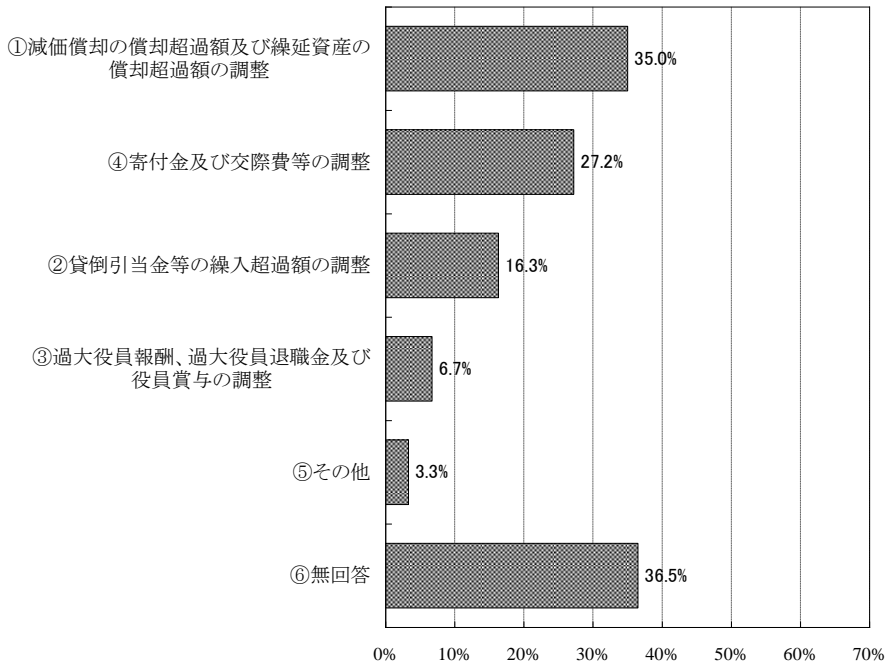
「中小企業の会計に関する指針」に準拠して計算書類を作成したことによる効果について



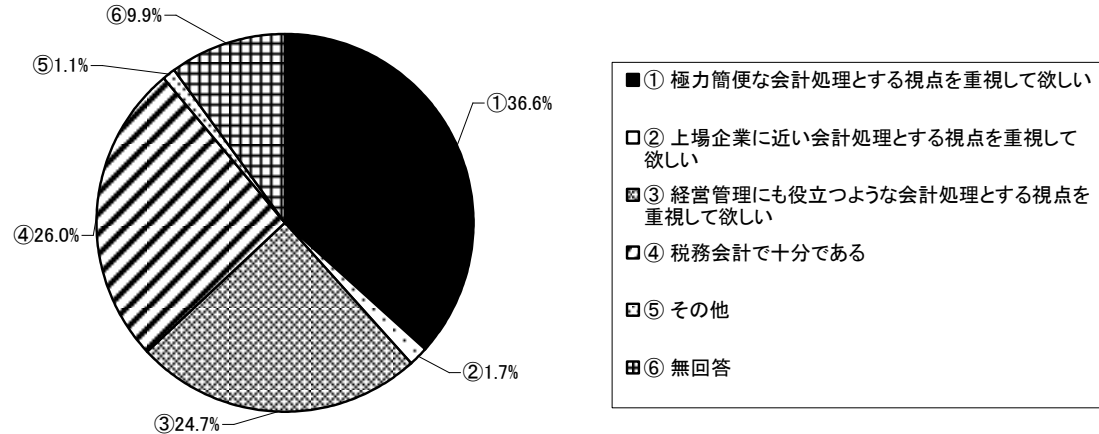
(出所) 平成20年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)

(参考) 中小企業の会計に関する指針についてのアンケート結果②

税務申告時に調整が生じている項目について



今後、「中小企業の会計に関する指針」に対して望むことについて

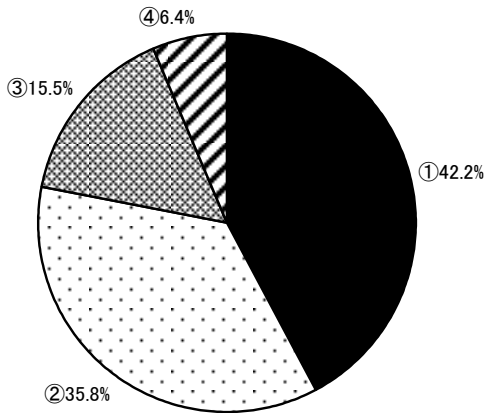


(出所) 平成20年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)

(参考) 中小企業の会計に関する指針についてのアンケート結果③

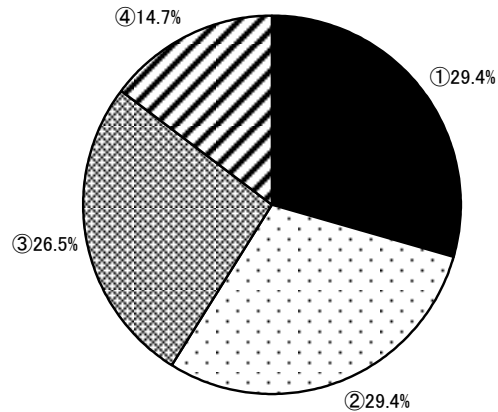
「中小企業の会計に関する指針」をクライアントに勧めるか

税理士



- ① 顧客企業に勧めている
- ② 現時点では勧めていないが、今後顧客企業に勧めたい
- ▨ ③ 現時点で勧めておらず、今後も顧客企業に勧めたいとは思わない
- ▩ ④ 無回答

公認会計士

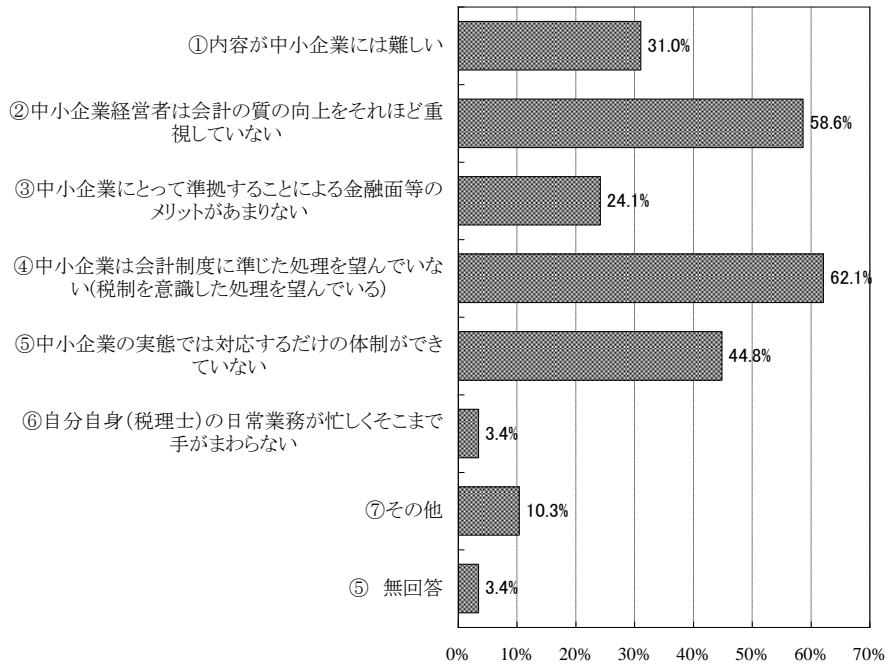


- ① 顧客企業に勧めている
- ② 現時点では勧めていないが、今後顧客企業に勧めたい
- ▨ ③ 現時点で勧めておらず、今後も顧客企業に勧めたいとは思わない
- ▩ ④ 無回答

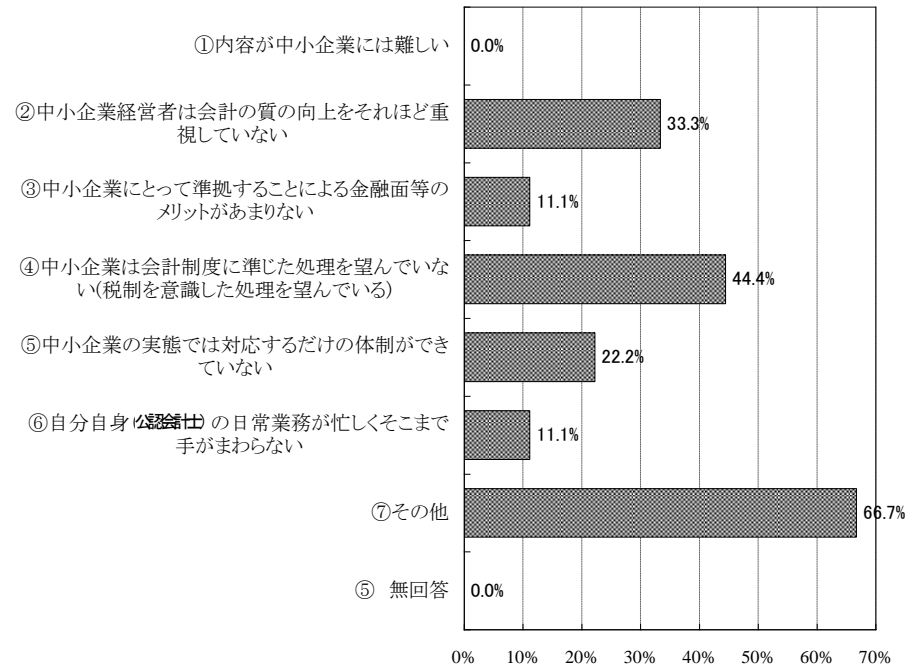
(参考) 中小企業の会計に関する指針についてのアンケート結果④

「中小企業の会計に関する指針」をクライアントに勧めない理由

税理士



公認会計士

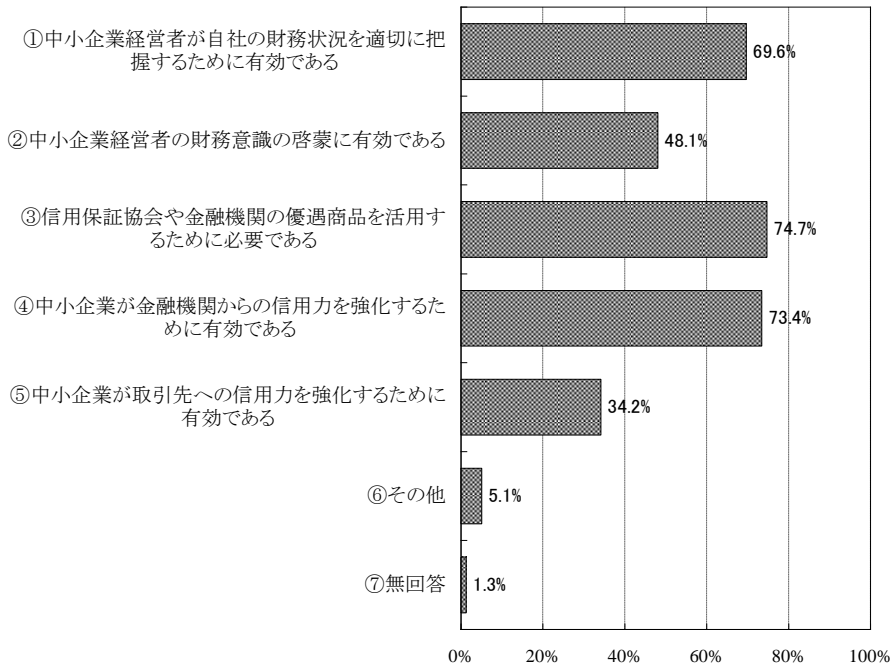


(出所) 平成20年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)

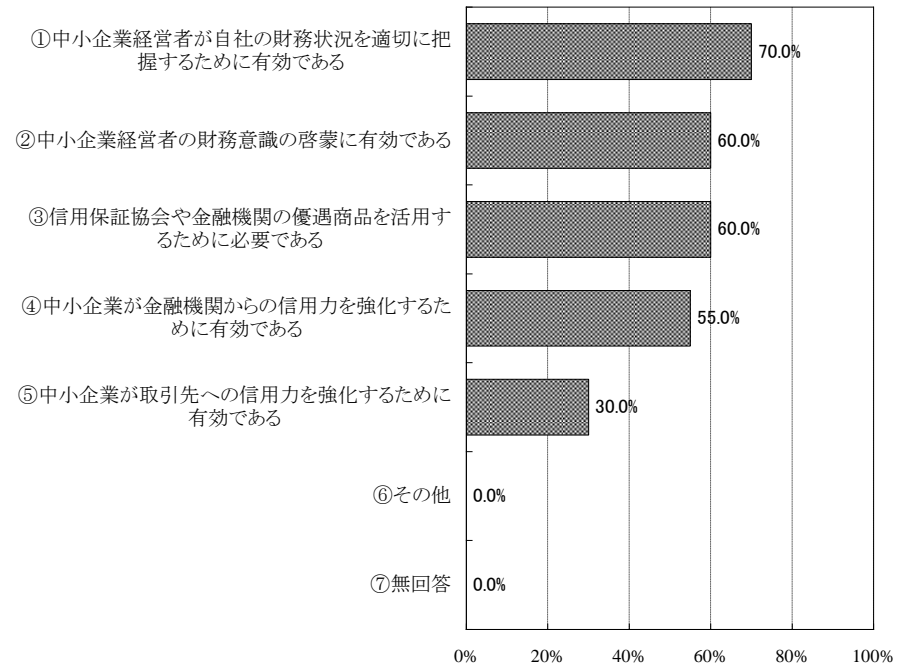
(参考) 中小企業の会計に関する指針についてのアンケート結果⑤

「中小企業の会計に関する指針」をクライアントに勧める理由

税理士



公認会計士



(出所) 平成20年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)

3. 中小企業会計と会社法会計①

(1) 会社法会計の原則性

- 会社法は、会社の会計原則等について、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従う」（431条、614条）と規定し、昭和49年改正商法と同様に（※）、その強行法規性を通して、企業会計全体の基礎的規範としての原則性を有している。

※ 昭和49年改正商法では、商業帳簿の作成について、「公正ナル慣行ヲ斟酌スベシ」（32条2項）と規定され、企業会計原則その他の会計基準は、商法の計算規定に適合する範囲で、「公正ナル慣行」として解釈された。

会社法431条	株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。
会社計算規則3条	一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を斟酌しなければならない。

(2) 「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」と中小企業会計の関係（抄）

相澤哲・郡谷大輔・和久友子「商事法務No.1764 会計帳簿」
相澤哲・岩崎友彦「商事法務No.1746 株式会社の計算等」

○（会社計算規則は、）「ある種の会計事象について、複数の会計処理の選択を認めており、かつ、その選択の範囲は、主として有価証券報告書提出会社が従うべき会計基準よりも広い選択肢が認められている。」

○「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行と認められるものは、株式会社の規模、業種、株主構成などによって複数同時に存在しうるものと考えられる。比較的整備が進みつつある有価証券報告書提出会社向けの会計基準が「企業会計の慣行」に含まれることは従来どおりであるが、これに限らず、中小企業等については、不文の会計慣行に委ねられている部分が多く存するところであり、そのようなものが公正な「会計慣行」には含まれないものとするのが会社法改正の趣旨ではない。たとえば、平成十七年八月三日に日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所、企業会計基準委員会が公表した「中小企業の会計に関する指針」は、一定の範囲の株式会社にとっては会社法における「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に該当することになるものと解される。」

3. 中小企業会計と会社法会計②

弥永真生「コンメンタール会社計算規則・ 商法施行規則」商事法務	江頭憲治郎「株式会社法第2版」有斐閣
<p>○「企業会計基準委員会が開発・公表した企業会計基準など、金融商品取引法上、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」であると解されるものは、会社計算規則にいう、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に当たるが、少なくとも、理論上は、<u>会社計算規則にいう「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」は金融商品取引法上の「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」よりも広い外延をもつ。</u></p> <p>○「日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、企業会計基準委員会及び日本商工会議所が公表している『中小企業の会計に関する指針』（平成17年8月3日）は、現段階では、「企業会計の基準」ではなく、<u>中小企業についての「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行の一つを明らかにしようとする文書であると評価するのが適当であろう。」</u>」</p>	<p>○「「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」とは何か。企業会計審議会が公表する「企業会計原則」を始めとする会計基準は、一応それに当たると推定される。しかし、当該会計基準の内容は基本的事項に限られ、網羅的ではない。また、<u>それが唯一の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」であると解すべき理由はない。</u>とくに中小企業の場合には、当該会計基準と異なる会計処理をなすことが直ちに違法とはいえないことが少なくない。たとえば、<u>会計参与設置会社（会社二条八号）である中小企業の会計は、右の会計基準より簡便な「中小企業の会計に関する指針」（平成十五年八月）によることが適当とされており、それ以外の中小企業には、より幅広い会計処理も認められる。</u>個々の会社にとっての「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」の内容を最終的に決定するのは、裁判所の役割である。」</p>

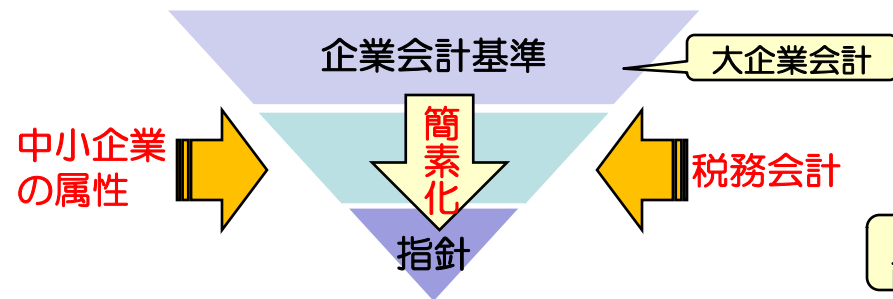
(3) 中小企業の会計に関する指針の考え方

<p>○中小企業の会計情報においても、大企業と同じく、投資家の意思決定を支援する役割や、利害関係者の利害調整に資する役割が必要となるため、<u>企業の規模に関係なく、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるべきという考え方。</u></p>
--

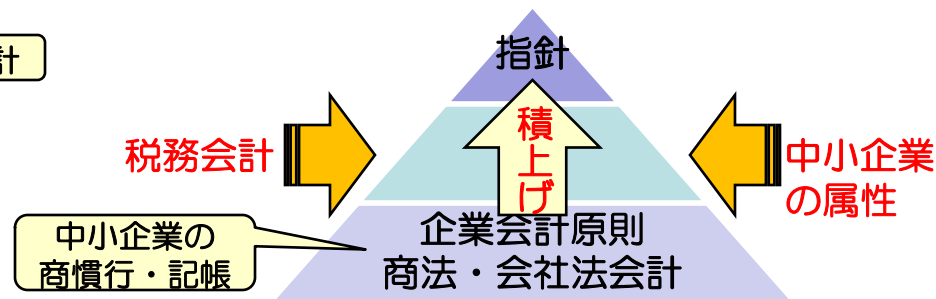
4. 中小企業会計の策定アプローチ

トップダウン・アプローチ	ボトムアップ・アプローチ
<p>一般的に会計処理能力が十分ではなく、利害関係者の範囲が限定されている等の<u>中小企業の属性を考慮しつつ、大企業向けの会計基準を簡素化して策定する方法。</u></p>	<p>中小企業は、業種・業態・規模等が多様であり、会計処理能力も企業によって異なるため、まず、<u>中小企業の属性を検討し、中小企業の会計基準を一から策定する方法。</u></p>
<p>指針は、トップダウン・アプローチで策定されているため、大企業向けの会計基準が基本となっており、内容が高度なものとなっているという意見が存在。</p>	<p>ボトムアップ・アプローチとしては、例えば、企業会計原則や商法・会社法会計をベースに、税法基準等を踏まえつつ、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」（会社法431条、614条）と統合的な中小企業向けの会計基準を探求していくという手法が考えられる。</p>

① トップダウン・アプローチの概念イメージ



② ボトムアップ・アプローチの概念イメージ



(参考) 企業会計原則の内容①

(1) 総論

目的	<p>我が国の企業会計制度は、欧米のそれに比較して改善の余地が多く、且つ、甚だしく不統一であるため、企業の財政状態並びに経営成績を正確に把握することが困難な実状にある。我が国企業の健全な進歩発達のためにも、社会全体の利益のためにも、その弊害は速やかに改められなければならない。</p> <p>又、我が国経済再建上当面の課題である外貨の導入、企業の合理化、課税の公正化、証券投資の民主化、産業金融の適正化等の合理的な解決のためにも、企業会計制度の改善統一は緊急を要する問題である。</p> <p>従って、企業会計の基準を確立し、維持するため、先ず企業会計原則を設定して、我が国国民経済の民主的で健全な発達のための科学的基礎を与えようとするものである。</p>
会計原則	<p>1 企業会計原則は、企業会計の実務の中に慣習として発達したもののなかから、一般に公正と認められたところを要約したものであって、必ずしも法令によって強制されないでも、すべての企業がその会計を処理するのに当たって従わなければならない基準である。</p> <p>2 企業会計原則は、公認会計士が、公認会計士法及び証券取引法に基づき財務諸表の監査をなす場合において従わなければならない基準となる。</p> <p>3 企業会計原則は、将来において、商法、税法、物価統制令等の企業会計に関係ある諸法令が制定改廃される場合において尊重されなければならないものである。</p>

(2) 各論 (※) 企業会計原則注解は省略。

第一 一般原則	一 真実性の原則	企業会計は、企業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならない。
	二 正規の簿記の原則	企業会計は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならない。(注1)
	三 資本利益区別の原則	資本取引と損益取引とを明瞭に区別し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない。(注2)
	四 明瞭性の原則	企業会計は、財務諸表によって、利害関係者に対し必要な会計事実を明瞭に表示し、企業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。(注1)(注1-2)(注1-3)(注1-4)
	五 継続性の原則	企業会計は、その処理の原則及び手続を每期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。(注1-2)(注3)
	六 保守主義の原則	企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適当に健全な会計処理をしなければならない。(注4)
	七 単一性の原則	株主総会提出のため、信用目的のため、租税目的のため等種々の目的のために異なる形式の財務諸表を作成する必要がある場合、それらの内容は、信頼しうる会計記録に基づいて作成されたものであって、政策の考慮のために事実の真実な表示をゆがめてはならない。

(参考) 企業会計原則の内容②

第二 損益計算書 原則	一 損益計算書の本質	損益計算書は、企業の経営成績を明らかにするため、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用とを記載して経常利益を表示し、これに特別損益に属する項目を加減して当期純利益を表示しなければならない。
		A すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割当てられるように処理しなければならない。ただし、未実現収益は、原則として、当期の損益計算に計上してはならない。 前払費用及び前受収益は、これを当期の損益計算から除去し、未払費用及び未収収益は、当期の損益計算に計上しなければならない。(注5)
		B 費用及び収益は、総額によって記載することを原則とし、費用の項目と収益の項目とを直接に相殺することによってその全部又は一部を損益計算書から除去してはならない。
	二 損益計算書の区分	C 費用及び収益は、その発生源から従って明瞭に分類し、各収益項目とそれに関連する費用項目とを損益計算書に対応表示しなければならない。
		損益計算書には、営業損益計算、経常損益計算及び純損益計算の区分を設けなければならない。
		A 営業損益計算の区分は、当該企業の営業活動から生ずる費用及び収益を記載して、営業利益を計算する。 二つ以上の営業を目的とする企業にあっては、その費用及び収益を主要な営業別に区分して記載する。
		B 経常損益計算の区分は、営業損益計算の結果を受けて、利息及び割引料、有価証券売却損益その他営業活動以外の原因から生ずる損益であって特別損益に属しないものを記載し、経常利益を計算する。
	三 営業利益	C 純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受けて、前期損益修正額、固定資産売却損益等の特別損益を記載し、当期純利益を計算する。
		D 純損益計算の結果を受けて、前期繰越利益等を記載し、当期末処分利益を計算する。
		営業損益計算は、一会計期間に属する売上高と売上原価とを記載して売上総利益を計算し、これから販売費及び一般管理費を控除して、営業利益を表示する。
A 企業が商品等の販売と役務の給付とをともに主たる営業とする場合には、商品等の売上高と役務による営業収益とは、これを区別して記載する。		
B 売上高は、実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現したものに限る。ただし、長期の未完成請負工事等については、合理的に収益を見積もり、これを当期の損益計算に計上することができる。(注6) (注7)		
C 売上原価は、売上高に対応する商品等の仕入原価又は製造原価であって、商業の場合には、期首商品たな卸高に当期商品仕入高を加え、これから期末商品たな卸高を控除する形式で表示し、製造工業の場合には、期首製品たな卸高に当期製品製造原価を加え、これから期末製品たな卸高を控除する形式で表示する。(注8) (注9) (注10)		
D 売上総利益は、売上高から売上原価を控除して表示する。 役務の給付を営業とする場合には、営業収益から役務の費用を控除して総利益を表示する。		
E 同一企業の各経営部門の間における商品等の移転によって発生した内部利益は、売上高及び売上原価を算定するに当たって除去しなければならない。(注11)		
F 営業利益は、売上総利益から販売費及び一般管理費を控除して表示する。販売費及び一般管理費は、適当な科目に分類して営業損益計算の区分に記載し、これを売上原価及び期末たな卸高に算入してはならない。ただし、長期の請負工事については、販売費及び一般管理費を適当な比率で請負工事に配分し、売上原価及び期末たな卸高に算入することができる。		
四 営業外損益	営業外損益は、受取利息及び割引料、有価証券売却益等の営業外収益と支払利息及び割引料、有価証券売却損、有価証券評価損等の営業外費用とに区分して表示する。	
五 経常利益	経常利益は、営業利益に営業外収益を加え、これから営業外費用を控除して表示する。	
六 特別損益	特別損益は、前期損益修正益、固定資産売却益等の特別利益と前期損益修正損、固定資産売却損、災害による損失等の特別損失とに区分して表示する。(注12)	
七 税引前当期純利益	税引前当期純利益は、経常利益に特別利益を加え、これから特別損失を控除して表示する。	
八 当期純利益	当期純利益は、税引前当期純利益から当期の負担に属する法人税額、住民税額等を控除して表示する。(注13)	
九 当期末処分利益	当期末処分利益は、当期純利益に前期繰越利益、一定の目的のために設定した積立金のその目的に従った取崩額、中間配当額、中間配当に伴う利益準備金の積立額等を加減して表示する。	

(参考) 企業会計原則の内容③

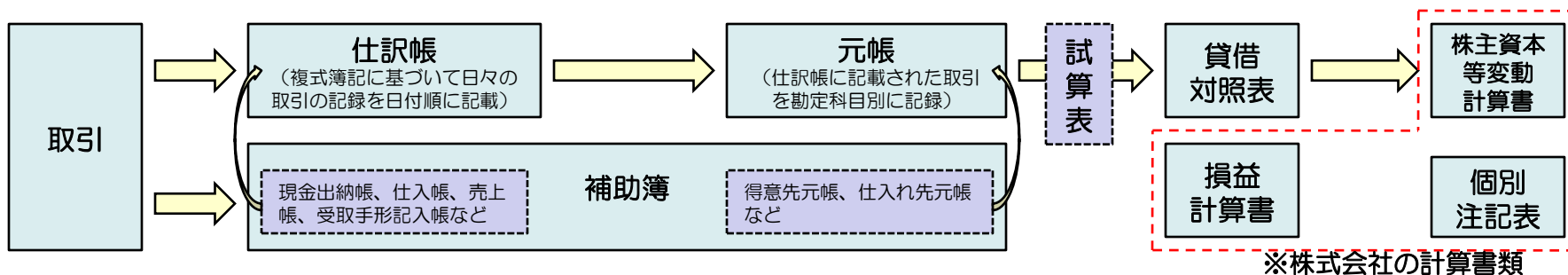
第三 貸借対照表 原則	一 貸借対照表の本質	貸借対照表は、企業の財政状態を明らかにするため、貸借対照表日におけるすべての資産、負債及び資本を記載し、株主、債権者その他の利害関係者にこれを正しく表示するものでなければならない。ただし、正規の簿記の原則に従って処理された場合に生じた簿外資産及び簿外負債は、貸借対照表の記載外におくことができる。(注1)
		A 資産、負債及び資本は、適当な区分、配列、分類及び評価の基準に従って記載しなければならない。
		B 資産、負債及び資本は、総額によって記載することを原則とし、資産の項目と負債又は資本の項目とを相殺することによって、その全部又は一部を貸借対照表から除去してはならない。
		C 受取手形の割引高又は裏書譲渡高、保証債務等の偶発債務、債務の担保に供している資産、発行済株式1株当たり当期純利益及び同1株当たり純資産額等企業の財務内容を判断するために重要な事項は、貸借対照表に注記しなければならない。
		D 将来の期間に影響する特定の費用は、次期以降の期間に配分して処理するため、経過的に貸借対照表の資産の部に記載することができる(注15)
	E 貸借対照表の資産の合計金額は、負債と資本の合計金額に一致しなければならない。	
	二 貸借対照表の区分	貸借対照表は、資産の部、負債の部及び資本の部の三区分に分ち、さらに資産の部を流動資産、固定資産及び繰延資産に、負債の部を流動負債及び固定負債に区分しなければならない。
	三 貸借対照表の配列	資産及び負債の項目の配列は、原則として、流動性配列法によるものとする。
	四 貸借対照表の分類	資産、負債及び資本の各科目は、一定の基準に従って明瞭に分類しなければならない。
	(一) 資産	<p>資産は、流動資産に属する資産、固定資産に属する資産及び繰延資産に属する資産に区別しなければならない。仮払金、未決算等の勘定を貸借対照表に記載するには、その性質を示す適当な科目で表示しなければならない。(注16)</p> <p>A 現金預金、市場性ある有価証券で一時的所有のもの、取引先との通常の商取引によって生じた受取手形、売掛金等の債権、商品、製品、半製品、原材料、仕掛品等のたな卸資産及び期限が一年以内に到来する債権は、流動資産に属するものとする。 前払費用で一年以内に費用となるものは、流動資産に属するものとする。 受取手形、売掛金その他流動資産に属する債権は、取引先との通常の商取引上の債権とその他の債権とに区別して表示しなければならない</p> <p>B 固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に区分しなければならない。 建物、構築物、機械装置、船舶、車両運搬具、工具器具備品、土地、建設仮勘定等は、有形固定資産に属するものとする。 営業権、特許権、地上権、商標権等は、無形固定資産に属するものとする。 子会社株式その他流動資産に属しない有価証券、出資金、長期貸付金並びに有形固定資産、無形固定資産及び繰延資産に属するもの以外の長期資産は、投資その他の資産に属するものとする。 有形固定資産に対する減価償却累計額は、原則として、その資産が属する科目ごとに取得原価から控除する形式で記載する。(注17) 無形固定資産については、減価償却額を控除した未償却残高を記載する。</p> <p>C 創立費、開業費、新株発行費、社債発行費、社債発行差金、開発費、試験研究費及び建設利息は、繰延資産に属するものとする。これらの資産については、償却額を控除した未償却残高を記載する。(注15)</p> <p>D 受取手形、売掛金その他の債権に対する貸倒引当金は、原則として、その債権が属する科目ごとに債権金額又は取得価額から控除する形式で記載する。(注17)(注18) 債権のうち、役員等企業の内部の者に対するものと親会社又は子会社に対するものは、特別の科目を設けて区別して表示し、又は注記の方法によりその内容を明瞭に示さなければならない。</p>

(参考) 企業会計原則の内容④

第三 貸借対照表 原則	(二) 負債	負債は、流動負債に属する負債と固定負債に属する負債とに区別しなければならない。仮受金、未決算等の勘定を貸借対照表に記載するには、その性質を示す適当な科目で表示しなければならない。(注16)
		A 取引先との通常の商取引によって生じた支払手形、買掛金等の債務及び期限が一年以内に到来する債務は、流動負債に属するものとする。支払手形、買掛金その他流動負債に属する債務は、取引先との通常の商取引上の債務とその他の債務とに区別して表示しなければならない。引当金のうち、賞与引当金、工事補償引当金、修繕引当金のように、通常一年以内に使用される見込のものは流動負債に属するものとする。(注18)
		B 社債、長期借入金等の長期債務は、固定負債に属するものとする。
	(三) 資本	C 債務のうち、役員等企業の内部の者に対するものと親会社又は子会社に対するものは、特別の科目を設けて区別して表示し、又は注記の方法によりその内容を明瞭に示さなければならない。
		資本は、資本金に属するものと剰余金に属するものとに区別しなければならない。(注19)
		A 資本金の区分には、法定資本の額を記載する。発行済株式の数は普通株、優先株等の種類別に注記するものとする。
		B 剰余金は、資本準備金、利益準備金及びその他の剰余金に区分して記載しなければならない。株式払込剰余金、減資差益及び合併差益は、資本準備金として表示する。その他の剰余金の区分には、任意積立金及び当期末処分利益を記載する。
		C 新株式払込金又は申込期日経過後における新株式申込証拠金は、資本金の区分の次に特別の区分を設けて表示しなければならない。
		D 法律で定める準備金で資本準備金又は利益準備金に準ずるものは、資本準備金又は利益準備金の次に特別の区分を設けて表示しなければならない。
		五 資産の 貸借対照表価額
	A 商品、製品、半製品、原材料、仕掛品等のたな卸資産については、原則として購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算し、これに個別法、先入先出法、後入先出法、平均原価法等の方法を適用して算定した取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、時価が取得原価より著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。(注9)(注10)(注21)	
	たな卸資産の貸借対照表価額は、時価が取得原価よりも下落した場合には時価による方法を適用して算定することができる。(注10)	
	B 有価証券については、原則として購入代価に手数料等の付随費用を加算し、これに平均原価法等の方法を適用して算定した取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、取引所の相場のある有価証券については、時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。取引所の相場のない有価証券のうち株式については、当該会社の財政状態を反映する株式の実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をしなければならない。(注22)	
	取引所の相場のある有価証券で子会社の株式以外のものの貸借対照表価額は、時価が取得原価よりも下落した場合には時価による方法を適用して算定することができる。	
	C 受取手形、売掛金その他の債権の貸借対照表価額は、債権金額又は取得価額から正常な貸倒見積高を控除した金額とする。(注23)	
D 有形固定資産については、その取得原価から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。有形固定資産の取得原価には、原則として当該資産の引取費用等の付随費用を含める。現物出資として受入れた固定資産については、出資者に対して交付された株式の発行価額をもって取得原価とする。(注24)		
償却済の有形固定資産は、除却されるまで残存価額又は備忘価額で記載する。		
E 無形固定資産については、当該資産の取得のために支出した金額から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。(注25)		
F 贈与その他無償で取得した資産については、公正な評価額をもって取得原価とする。(注24)		

5. 中小企業の会計と記帳①

- 会計のプロセスは、記帳→会計処理→開示の三段階で構成されており、適正な計算書類作成のためには、入口である記帳が、個人事業者を始め中小企業にとって重要。
- 平成17年改正前商法は、会計帳簿に、整然かつ明瞭な記載を要求（33条1項）。これに対して、改正商法では、営業用財産について、適時に、正確な商業帳簿（会計帳簿及び貸借対照表）の作成を要求（19条2項）。また、会社法でも、適時に、正確な会計帳簿の作成を要求（432条1項）。
 - 商法は、会社・外国会社・営業用財産が50万円以下の小商人（7条）を除く商人に適用。
 - 会計帳簿には、計算書類及びその付属明細書の作成の基礎となる帳簿（仕訳帳、総勘定元帳や各種補助簿（現金出納帳、手形小切手元帳等））が含まれる。
 - 会計帳簿の作成義務違反、不実記載に対して、会社法では、過料を規定（976条7号）。破産法も、帳簿の隠滅・偽造・変造に関して罰則を規定（270条）。



- ドイツ商法は、238条1項で会計帳簿に記録する義務を明記、239条2項で、会計帳簿その他の必要な記録につき、完全、正確、適時かつ整然とした記帳を要求。

※ § 239(2) 「Die Eintragungen in Büchern und die sonst erforderlichen Aufzeichnungen müssen vollständig, richtig, zeitgerecht und geordnet vorgenommen werden.」

5. 中小企業の会計と記帳②

- 税法でも、青色申告者と白色申告者に分けて記帳義務を設定。原則として、青色申告者には正規の簿記（複式簿記）、白色申告者には簡易な方法による記録を要求。

○ 複式簿記による記帳として、具体的には、取引を複式簿記の原則による整然かつ明瞭な記載（法規53条1項、所規57条1項）、仕訳帳への取引の発生順による年月日・内容・勘定科目・金額の記載、総勘定元帳への勘定ごとの記載の年月日・相手方勘定科目・金額の記載（法規55条、所規59条）を要求。

（参考）所得税法及び法人税法における青色申告者及び白色申告者の記帳義務

個人事業主の記帳義務			法人企業の記帳義務		
事業所得等	青色申告者	白色申告者	所得	青色申告者	白色申告者
300万円超	正規の簿記（複式簿記）の原則（所得税法148条、規57条1項） ※簡易な方法による記録も容認されている。	簡易な方法による記録（売上・仕入に関する日々の合計額等の記帳義務）（所得税法231条の2、規102条1・2項）	金額区分なし	複式簿記の原則（法人税法126条、規53条）	簡易な方法による記録（法人税法150条の2、規66条）
300万円以下	現金主義（日々の現金管理）（所得税法67条）	記帳義務なし（業務上作成された又は受領した帳簿及び書類等の保存のみ）			

- このように、中小企業の会計に関して、日常の取引一切を正確に記帳し、それを基礎として企業の状況を正しく把握しようという点では商法・会社法も税法も共通。中小企業の場合、外部監査が制度上義務付けられているわけではないことも鑑みれば、自らの経営の確実性を示していくうえで、適時に正確な記帳が重要。

5. 中小企業の会計と記帳③

- 中小企業行政では、かねてより記帳の重要性は認識されており、個人事業者を主たる対象として、経営指導員による記帳指導を継続的に実施。会計の基礎となる取引を証明するため、実態に応じた信頼性を有する方法を履行していくことが極めて重要。
- 中小企業庁、日本税理士会連合会及び日本公認会計士協会の報告書では、記帳の項目が設けられている一方、指針では、記帳について言及されていない。

(参考) 各報告書の記帳に係る書きぶり

中小企業の会計に関する研究会報告書（平成14年6月・中小企業庁）

- 会計帳簿の信頼性の確保のため、信頼性ある記帳が重要である。
- 記帳は、整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的に行わなければならない。
- また、記帳は、適時に行わなければならない。

中小企業会計基準（平成14年12月・日本税理士会連合会）

- 会計帳簿の信頼性を確保するためには、適時に行われた信憑性のある記帳が重要である。
- この場合、記帳は、整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的に行わなければならない。

中小会社の会計のあり方に関する研究報告（平成15年6月・日本公認会計士協会）

- 中小会社においても、正規の簿記の原則にのっとり、正確性、網羅性、適時性、整然性を充たした会計帳簿等が記帳され、それに基づいて計算書類が作成されていることを前提としている。

5. 中小企業の会計と記帳④

(参考1) 中小企業の会計に関する研究会報告書(平成14年6月・中小企業庁)

Ⅲ. 記帳

(記帳の基本的考え方)

会計帳簿の信頼性の確保のため、信頼性ある記帳が重要である。
記帳は、整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的に行わなければならない。
また、記帳は、適時に行わなければならない。

【考え方】

中小企業が記帳を行う際の留意点を規定したものである。会計帳簿の信頼性を確保するためには、記帳の正確性が重要であり、その要件を定めている。

記帳の段階で大企業と中小企業とで異なるものが求められている訳ではないが、実態上、大企業においては、経理部門が充実していること、内部統制が機能するとみられること、外部監査が導入されていること等により、記帳に関する上記の要件は達成されている場合が多いと考えられる。

一方、中小企業の場合は、一般に経理担当の職員も少なく、内部統制が有効に機能しない場合もある。こうした中小企業の属性を踏まえ、信頼性ある記帳を行うための考え方を示している。

「整然かつ明瞭に」とは、商法33条にもあるとおり、会計帳簿は整然かつ明瞭に記録されることで、債権者等の関係者が、計算書類の内容を明解に理解できるよう記載すべきことの要請である。具体的には、計算書類の様式、記載の区分、科目の名称や配列の順序などの表示について、理解しやすい方法を採用することが求められる。

「正確かつ網羅的に」とは、事実を歪めることなく、また、記録すべき事象について余すところ無く記帳を行うということを意味する。

記帳の時期について、「適時に行わなければならない」とは、記録すべき事実が発生した後、速やかに記帳することを定めたものである。記録が遅延すればするほど、記載を誤る可能性が高まることから、日常の取引を適時に記帳すべき旨を規定している。

5. 中小企業の会計と記帳⑤

(参考2) 中小企業会計基準（平成14年12月・日本税理士会連合会）

○会計基準

3 記帳

会計帳簿の信頼性を確保するためには、適時に行われた信憑性のある記帳が重要である。この場合、記帳は、整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的に行わなければならない。

○運用指針

- 1 帳簿への記帳は、適時に実施する。①証憑書類の作成、②証憑書類と記録等は、取引後できる限り速やかに処理する。
- 2 帳簿への記帳は、すべての取引事実を証拠書類に基づき、網羅的に記録するとともに、証拠書類を順序良く保存する。
- 3 記帳に当たっては、①正確な帳簿を備え、②適切な勘定を設定し、③取引を発生順に、④複式簿記の原則に従って記録する。記録の職務分担及びその責任者が明確であることが望ましい。

(参考3) 中小会社の会計のあり方に関する研究報告（平成15年6月・日本公認会計士協会）

4 中小会社の特性

中小会社は、一般的には、株主や債権者等の利害関係者が固定的で、かつ少なく閉鎖的である。しかも、所有と経営の分離が行われておらず、株主でもある少数の経営者の強い影響力の下で運営されることが多い。

このような状況においては、日常の記帳義務や決算作業に投入できる人員や経済的負担能力には限界があり、したがって、内部統制もあまり整備されていないのが実情であると考えられる。

結果的に、中小会社の計算書類は、必要最小限の業務として行わなければならない課税所得計算という必要性から、税法基準又はそれに準じて作成されているものと思われる。

本研究報告では、中小会社においても、正規の簿記の原則にのっとり、正確性、網羅性、適時性、整然性を充たした会計帳簿等が記帳され、それに基づいて計算書類が作成されていることを前提としている。

(参考) 会計基準の階層構造

